

**納めた国民年金保険料は全額が  
社会保険料控除の対象です！**  
～年末調整確定申告まで大切に保管してください～

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納めた保険料の全額です。過去の年度分や追納した保険料も含まれません。

また、自身の保険料だけではなく、配偶者や家族（子どもなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成31年（令和元年）中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険

料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日以降に国民年金保険料を納付された人には、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られます。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

※控除証明書をなくしてしまったり、再発行が可能な場合は、再発行が可能ですが、近くの年金事務所へ問合せください。再発行の手続きには、基礎年金番号、またはマイナンバーがわかるものを用意してください。



問合せ先 日本年金機構鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311



**11月は「児童虐待防止月間」です**  
児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

**身体虐待**

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

**性的虐待**

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

**ネグレクト**

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

**心理的虐待**

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

●乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんがななをやっても泣き止まない、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣き止まないからといって激しく揺さぶらないでください。

赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目には分かりにくいですが、頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障がいが残ったり、命を落としたりすることもあります。

★虐待をつけたと思われる子どもがいたり、出産や子育てについて悩んだりしたら、まずは相談してください。連絡は匿名で行つても可能です。連絡者や連絡内容の秘密は守られます。

問合せ先 鳥取県中央児童相談所 ☎0857-23-1031  
智頭町福祉事務所 ☎75-4102